

答弁書第九一号

内閣参質一七七第九一号

平成二十三年三月四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武夫 殿

参議院議員福島みずほ君提出国連子どもの権利委員会に対する通報制度に関する新たな選択議定書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出国連子どもの権利委員会に対する通報制度に関する新たな選択議定書に関する質問に対する答弁書

一の1について

政府としては、御指摘の「既設の団体通報制度」について評価するために必要な十分な情報を有していないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

一の2について

御指摘の「申し立て」制度において、我が国の事案が扱われたことはあるものの、政府としては、現時点において御指摘の「申し立て」制度について評価するために必要な十分な情報を有していないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

二及び三について

御指摘の「選択議定書」については、現在交渉中であり、御指摘の「通報制度」を含めその内容が最終的に確定していないため、政府として評価を行うことは困難である。いずれにせよ、人権に関する様々な条約に設けられている個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべ

き制度であると考えており、御指摘の「選択議定書」に係る交渉にも、今後とも積極的に参加していく考えである。